

こんにちは！

議会報告 No.16 / 平成 19 年 6 月定例議会 / H19.7.28
(バックナンバーはホームページでご覧いただけます)

印西市議会議員 (無所属/会派 黎明)



ますだようこです



〒 270-1347 印西市内野 2-1-6-202 Tel & Fax 46-6809
E-mail : y-masuda317@pop12.odn.ne.jp URL : http://masuda-yoko.jp/

例年どおりの梅雨空が続いています。この報告が皆さんのお手元に届くころ、もはや例年どおりと言ってもいい猛暑がはじまっているのでしょうか。皆さまはいかがお過ごしですか。

改選後初の定例議会が、6月14日から7月3日まで開かれ、請願1件を除くすべての議案を可決(採択)して閉会しました。

議員数の3分の1が入れ替わり、議案審議も本会議方式から委員会付託方式にかわり、多少は新鮮さを感じる議会でありました(^_^)。

議案の主な内容は以下のとおりです。

6月定例議会の議案

- ① 条例の制定 1件
 - ・電子申請の利用に関する条例
- ② 条例の一部改正 5件 (発議案含む)
 - ・非常勤特別職の報酬・費用弁償条例、都市計画税条例、議会事務局設置条例 など
- ③ 補正予算 1件
 - ・一般会計 (第一号)
- ④ 委託契約の締結 1件
 - ・印西牧の原駅北口駅前広場の本格整備工事を、都市再生機構に2億2,070万円で随意契約。
- ⑤ 財産の取得 1件
 - ・職員使用、IT講習会用パソコン159台、中学校の情報処理教材一式あわせて、大崎コンピュータエンジニアリング千葉支社(千葉市

中央区)から7,700万円で購入(予定価格7,900万円で制限付一般競争入札を執行)。

- ⑥ 損害賠償額の承認 1件
 - ・高花交差点で起きた公用車と相手車両が全損する衝突事故(17年6月)の人身部分の賠償額の承認。賠償額は323万8,842円。
- ⑦ 特別委員会の設置 2件
 - ・議会内に、ニュータウン対策特別委員会と(仮称)平岡自然公園建設等対策特別委員会を設置したもの。
- ⑧ 請願 2件
 - ・政務調査費の不当増額を是正する条例改正を求める請願(不採択)
 - ・学校給食における実施日数の増加に関する請願(採択)

各議案への私の態度(賛否)をホームページで公開していますので、ぜひご参照ください。

ニュータウン事業のいま

議案④で、印西牧の原駅の駅前広場の整備を都市再生機構に随意契約しました。「随意契約」に反応された方もあるかもしれませんが、今回の問題はこの議案の存在そのものについてです。

千葉ニュータウンは、「新住宅市街地開発法(新住法)」に基づいて宅地開発されています。

ちょっと我慢して、新住法のほんの一部を読みます。

第2条(定義) 新住宅市街地開発事業とは、……この法律にしがたって行われる宅地の造成、処分、公共施設の整備ならびにこれに付帯する事業をいう。

2項 略

3項 この法律において「施行者」とは、新住宅市街地開発事業を施行する者をいう。

4項 この法律において「公共施設」とは、道路、公園、下水道その他公共の用に供する施設をいう。

千葉ニュータウンは、昭和44年に、千葉県が施行者となってはじまった新住宅市街地開発事業(ニュータウン事業)です。昭和53年からは宅地開発公団(現在の都市再生機構)も加わり、これまで3回の計画変更を経て、縮小されながら進められてきました。それはもう皆さん十分にご存知のことでしょう。

新住法2条に書いてあるとおり、ニュータウン事業とは、宅地の造成と処分、公共施設の整備です。施行するのはニュータウン事業者である県と都市



再生機構であって、公共施設とは、道路と公園と下水道なわけです。

議案に話を戻します。印西牧の原駅の工事は駅前ロータリーの道路工事です。

新住法のとおりだと、道路などの公共施設はニュータウン事業者が造ってくれるはずですが、なぜ印西市がニュータウン事業者である都市再生機構に工事を委託しなくてはならないのでしょうか? 本来なら存在するはずのない議案です。

前議会までに駅の自由通路や南口駅前広場の工事もすでに委託済みで、その際の市の説明では、「ニュータウン事業のための国庫補助が少なくなったので、印西市が受けている「まちづくり交付金」(国庫補助金の一つ)を活用して整備することになった。補助金以外に必要な財源はニュータウン事業者が負担するので、印西市の負担はこれまで同様にない」というものです。

ニュータウン事業の補助金が減った = ニュー

タウン事業は国の政策として重要でなくなってきて、「本来は目的が違う」補助金を活用するという「捌め手」でなければ、必要な工事もできなくなった、ということでしょう。議案から垣間見えるニュータウン事業の現状です。

常態化しているNT事業

千葉ニュータウン事業は、これまで何度も事業期間が延長され、一度も精算されることなく40年近くたっています。

私が議員になった年(平成15年度)は、ちょうど前回の事業期間の終了年で、期間をさらに10年間延長して25年度までとする変更がされ、同時にこの延長を最後に事業を収束させる方針が出されたところでした。あれから4年、事業収束まであと6年です。

印西市にとってのニュータウン事業は、あまりにも長い間続いていて、すでに「常態化」し、「ニュータウン事業が終わる」ということがどういうことなのか具体的にだれもイメージできていないかも? という気がします。

ニュータウンは緑豊かでゆったりした良好な住宅地である反面、新住法でつくられた「特殊な街」

市政報告会

今年度から、海老原作一議員、武藤邦芳議員と3人で「会派 黎明」を立ち上げました。新会派での初めての報告会です。ぜひご参加ください。お気軽にどうぞ!

* * * * *

<日時> 8月5日(日)
10:00~ 文化ホール 会議室
14:00~ 中央駅前センター第1会議室

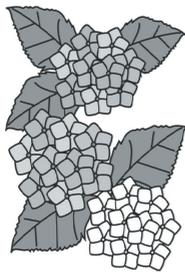
<テーマ>

- ・政務調査費について
- ・印旛高校の移転について
- ・これからの道路計画について

で、不便さを感じることも多々あります。

最近、戸神台で暫定的な土地活用として整備されていた駐車場が、土地の売却に向けて閉鎖され、200台近くの車の行き場がなくなっていました。でも、ニュータウンの中には駐車場用の土地はありません。「公共交通が不便で車がないと暮らしていけない」という声はたくさん聞きますが、ニュータウンの街は理論上は「歩いて暮らせる街」なので、駐車場はいらないのです。

「このへんに日用品のお店があったら便利なのに」と思っても、机の上で考えられた土地利用計画にしばられて、簡単にはいかないのがニュータウンの街でした。



良くも悪くも、そういう新住法の規制や基準がなくなって、「特殊な街」が「一般の市街地」になっていく過程ではどんなことがあるのでしょうか。住環境の変化をめぐる混乱もあると想像されますし、住民間で対立することもあるかもしれません。

すでに早期の収束に向けて、未処分地のほとんどが民間ディベロッパーの開発に委ねられているので、容積率はめいっぱい、緑地面積も最低基準ぎりぎりのマンションが建設されるなど、今までのニュータウンのイメージからかけ離れた開発も行われています。

さらに、事業収束するところには印西市の高齢化率もぐんと上昇しはじめ、今までとは違ったまちづくりの視点が必要になってきます。行政も市民もしっかりとイメージを膨らませて、どういう街にしていくのか、心の準備をしておかなければならないと思います（もちろん私も含めて）。

次回9月定例議会は、9月5日～10月9日の予定です。来年度予算の編成に向けて、会派ごとの質問があります。ぜひ傍聴にお越しください。

わたしの一般質問

印西市の『分権』の現状／次の総合計画づくり

* 地域分権で印西市はどんな権限を手にしたか？

「地方分権の時代」と言われて久しく、「地方分権の推進に対応するために」という言葉は、枕詞のようにつかわれています。試しに、市からの文書をちょっと眺めてみましょう。たぶん、簡単に見つけられるはずですよ。

地方分権はよく、第1段階＝国から県へ、第2段階＝県から市へ、第3段階＝市から市民へ、と3段階に分けて論じられます。第1段階は「三位一体の改革」としてマスコミに取り上げられることも多いので、多少見えます。第3段階は、印西市でも、「市民参加条例」などで少しずつ動いています。もっとも見えづらい第2段階の分権が今回の質問のテーマです。

分権＝権限を分けられるということは、市にとっては「仕事が増える」ということです。表向きに唱えるほど、分権に対して前向きな対応ができていますでしょうか。

私の質問	市の回答
分権を総括し推進するところは？そして、これまでに分権推進のためにどんなことに取り組んできたか？	行革担当が推進している。いまだ地方分権の全体像が確立されていないが、組織の見直しや行革の推進によって対応していきたい。
これまでにどのくらいのお金と仕事に移譲されてきたか？	千葉県では権限移譲の特例条例を制定し、84項目の委譲を推進している。印西市には27項目の事務が移譲されているが、自主的な判断を要するものではなく、県への「取次ぎ事務」。その事務費として370万円が県から交付されている。
昨年の3月に県から、人口規模に見合った事務移譲を打診するアンケートがあったはず。印西市もいくつかの事務で対象になっており、移譲に向けての合同説明会もあったはずだが、どう回答したのか？	行革担当で、各課にアンケートを情報提供し、回答をとりまとめた。合同説明会にはどこも参加しなかった。
行革担当は事務の総点検をやっているはず。とりまとめる際に、各課にヒヤリングをして権限移譲が可能かどうか確認はしなかったのか？	各課で効果や人的体制などを判断し回答したと考える。ただ、総括的な検証は行っていないので、今後検討していきたい。

* 権限をもつことは市民サービスに責任をもつこと、そしてサービスのスピードアップ

香取郡東庄町では、上記のアンケートで、特別養護老人ホームの許認可事務の移譲を受けた。施設に何か問題があれば認可を取消することもできる権限だ。この権限をもたない市では、仮に、市内にある施設で何か問題があり、困っているのが印西市民であっても、「許認可権は県ですから」というのが最終的な対応にならざるを得ない。

また、最近では無許可の開発が倍増している。無許可開発や建築違反の是正は、早期発見が一番有効という。権限があれば、県の「おでまし」を待たなくても対応できスピードアップになる。何よりも、ニュータウン事業の収束をにらんで、市の技術職のさらなるスキルアップのためにも、権限を受ける必要があるのでは？

私の質問	市の回答
印西市民だけがつかう「地域密着型」特養が開設に向けて動いている。市民が受けるサービスに市が責任をもっていけるように、権限は積極的に受けるべきだと思うが。	人的配置の面で十分な体制を整備することが現状は困難。しかし、裁量権の拡大によって市民サービスの更なる向上が図れるように検討していきたい。
開発行為の許可事務を受けることを念頭に、前提となる限定特定行政庁を受けるべきと思うが、どう考えるか。	行革の推進によって体制を整えてから対応していきたい。

* のんきに構えていないですぐに着手しないと……

次の総合計画は平成23年度がスタート年です。「まだまだ先」と思いがちですが、23年度予算はその計画をもとに編成されますので、実は21年度末には大筋で出来ていないとなりません。市民の意向をできるだけ反映するために、ワークショップなどで多くの市民に参加してもらいたいが、その期間はすでに1年半くらいしかとれないかもしれません。今すぐに着手しても遅いくらいです。

私の質問	市（市長）の回答
これまでにどんな検討がされたか？また、策定までのスケジュールは？	19年度中に市役所内に検討会を立ち上げ基本的な調査研究をし、20年度から本格的な策定作業に入りたい。市民の意見を取り入れ、約3年のスケジュールと考えている。
策定の基本的な方針は？	どういうアプローチになるのか、また、柱立てなどがどういう切り口になるのか、今後、市役所内の検討会で議論し、市民の議論とバランスをとりながらやっていきたい。

いまの総合計画の計画期間は10年です。次の総合計画もやっぱり10年でしょうか？20年のところもあるし、市長の任期とあわせて8年というところもあります。印西市はなぜ10年？そういう計画じたいの評価・検証をしなくては、次の計画の策定にはすすめないはず。

そして、「どんなつくり方をするのか」はとても大切。策定すること自体が市民参加をすすめることになるわけで、つくり方の前提を市がどう提示するかが重要です。次の総合計画の策定は、地域づくりの一環として、地区ごとの生活課題を洗い出すことから始め、ボトムアップでつくってほしいと切に思います。